令和5年度水戸市立第四中学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

本校では、「いじめは、どの学校においても、どの生徒にも起こり得るもの」「いじめは、だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」という基本的な認識のもと、全職員が情報交換を密にし、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢でいじめ問題の対応にあたってきた。しかし、携帯電話やパソコンが普及しているネット社会においては、問題の把握もこれまで以上に難しくなっているのも事実である。

他県では、いじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい出来事も発生した。このことは、極めて残念であり、本校としても深刻に受け止めなければならない。このような中、「いじめ防止対策推進基本法」が国会で成立し、平成25年6月28日に公布され、平成25年9月28日に施行された。これを受けて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針が策定され、地方公共団体及び学校においても地域の実情に応じた基本方針の策定、法の規定を踏まえた組織の設置、重大事態への対処等、速やかに取り組む必要性が指摘された。

本校では、これまでの取り組みを踏まえ、校長を中心とした一致協力した体制を再確認し、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめ問題への更なる取組を進めることが必要である。このことは、生徒・保護者、地域からの学校への協力をいただきながら信頼を得ることにつながると考える。

Ⅱ. 基本的な方針

☆ 全職員が「共通理解」「協働意欲」「コミュニケーション」を重視し、組織体としていじめ防止に全力で取り組む。

1 組織の設置等

学校運営組織の中に「水戸市立第四中学校いじめ防止対策委員会」(以下,「学校いじめ防止対策委員会」)を設置する。

(1) 委員会の構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、豊かな心コーディネーターが中心となり、必要に応じてスクールカウンセラー(SC)や担任、及び、学校ソーシャルワーカー(SSW)が加わる。

(2) 主な役割

- ア いじめ防止の年間指導計画やいじめ対応の具体的なマニュアルの検討・作成
- イ 生徒や保護者へのアンケート等の検討・作成と分析等を通した、いじめに関する情報の収集と共有
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめを察知した場合の指導や支援の体制・対応方針の決定

(3) 会議の開催

原則として,毎月1回開催(その他,必要に応じて臨時に開催)

2 いじめの未然防止等に関する措置

(1) 未然防止に向けた取組

ア 道徳の時間を中心とした全教育活動を通して、基本的な生活習慣、規範意識等を身に付けさせ、人間としての生き方を身に付けさせる。

- イ いじめ問題や性的マイノリティの対する理解を深める道徳授業を全学年で実施する。
- ウ 学級活動にて、SOSの出し方のトレーニングやアサーショントレーニングを全学年で実施する。

- エ 生徒会を中心に生徒が主体となって、ルール作りをしたり、いじめ防止のキャンペーン活動を実施できるよう支援したり、望ましい集団づくりに努める。
- オ 学級活動を充実させ、生徒に学校生活の意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性 や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために所属感のある学級づくりを工夫させる。
- カ 年間を通じて行う「心のトレーニング」(通称「ここトレ」)における「あいさつ運動」やボランティア 活動を奨励し、思いやりの心や奉仕の心など豊かな心の涵養に努める。
- キ PTAと連携し、年間を通じた「あいさつ運動」や授業参観等を通して生徒たちの生活の様子や表情を 見てもらい、感想や意見をいただく。
- ク 職場体験やボランティア活動,自然教室,修学旅行等の体験的な学習を組織的・系統的に行い,大人の 生き方を学ばせ,「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリア プランニング能力」等の育成を図る。
- ケ 保護者会や青少年育成会会議, おやじの会会議, 学校評議員・学校関係者評価委員会議等で学校の取り 組みを説明し, 保護者や地域の方々に理解・協力をいただきながらいじめ防止に努める。また, 学校だよりやホームページ等を活用して, 保護者・地域にいじめ防止の取り組みを理解していただく。
- コ 学期に1回は専門家にいじめ防止対策委員会の一員として参加していただき助言を得る。また,年1回は専門家を招聘して,いじめ防止に関わる講演等を行う。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

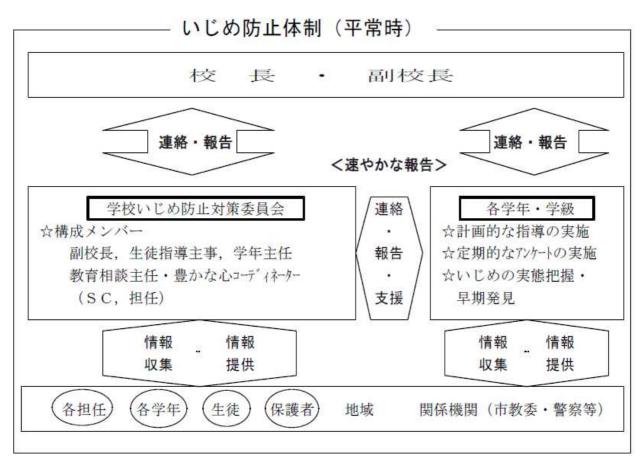
- ア 年度はじめに文書や学校だより、学校ホームページ等を使って 「タブレットを用いた相談窓口の設置」 のお知らせを行い、生徒が相談事がある時に、どんな場合に、誰に連絡したり相談したりできるかを具体 的に伝えるとともに、相談窓口を通していじめに関する情報を得る。
- イ 職員研修を通して、担任、特別支援コーディネーターやSC、SSW、心の教室相談員を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないよう体制を構築する。
 - ・好ましい人間関係の構築を図るために、グループエンカウンターの教員研修を行い、計画的に実施する。
 - ・特別支援コーディネーターを中心に、SCやSSW、心の教室相談員と連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざした研修を行い、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ウ 生徒指導部で実施している年8回の学校生活に関するアンケート及び気になる事案があったときの随 時のアンケート調査を実施して、いじめの早期発見に努める。

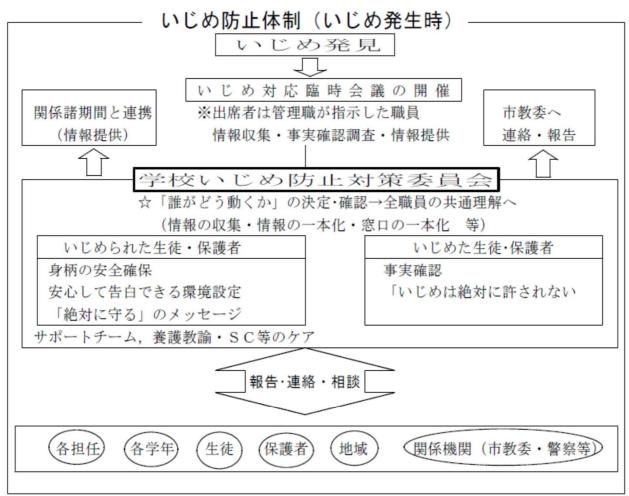
3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめられた生徒への対応
 - ア 生徒や保護者アンケートや面談, その他の情報から, いじめが確認された場合は, 校長の指示を受け, 生徒指導主事を中心とした臨時の会議をもつ。それに基づいて生徒から個別の聞き取りを行い, 早急に対応して重大事態とならないよう対処する。
 - イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとと もに、指導の記録をきちんととる。
 - ウ 保護者に対して事実について丁寧に説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明 し理解を得る努力をする。
 - エ いじめられた生徒を守るために、全職員に事実について知らせ共通理解を図る。また、必要に応じてサポートチームを作って、必要に応じて送り迎え等を実施し、不安解決に向けた支援を行う。
 - オ 養護教諭やSC及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケアを行い、自信や存在感をもたせる場の提供を

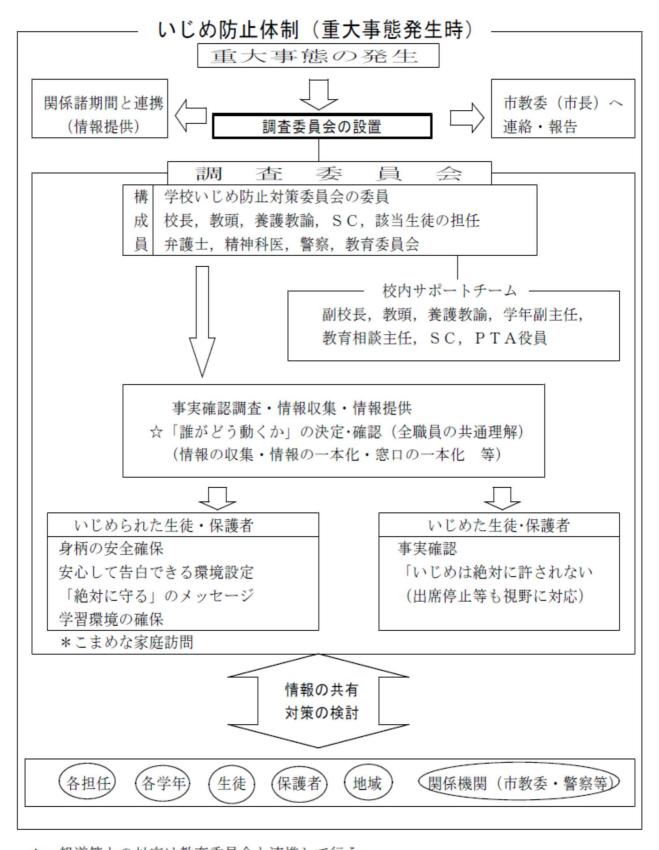
行う。

- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問を実施し、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。(教頭)
- (2) いじめた生徒への対応
 - ア 事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさせない環境を構築する。
 - イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をし、協力を求めるとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。
- (3) その他
 - ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送れるような環境の改善を図る。
 - ウ 学校公開の実施, 意見交換等を実施し, 保護者や地域の方たちと課題を共有し連携しながら, いじめのない学校をめざす。
- 4 いじめに関する重大事態発生時の措置
 - (1) 重大事態とは
 - ア いじめを受けた生徒が自殺を企画した場合
 - イ いじめを受けた生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - ウ いじめを受けた生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - エ いじめを受けた生徒が金品等に重大な被害を被った場合
 - オ いじめにより相当の期間(年間約30日以上)欠席を余儀なくされている疑いがあったり,一定期間連続して欠席したりしている場合
 - (2) 重大事態の報告
 - 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
 - (3) 重大事態の調査
 - ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、S C等の専門的知識を有する第三者からなる組織(以下、「調査委員会」)を設け、教育委員会の指導のもとに調査する。また、犯罪については、保護者に了解を取った上で調査を警察に依頼する。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係 を把握し、調査委員会及び教育委員会を通じ市長に速やかに報告する。その際、被害生徒の学校復帰が阻 害されることがないよう配慮する。
 - ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。
 - エ 校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安解消に 努める。
- 5 いじめに関する取組の評価及び検証
 - (1) 教職員,生徒,保護者により学校評価を実施し,いじめの未然防止への取組,いじめの早期発見,再発防止のための取組等について検証する。
 - (2) 検証した結果を教育委員会及び保護者等に報告するとともに、次年度の取組に生かす。





* 事後観察・支援の継続(日常観察・SCや心の教室相談員等との連携)



- * 報道等との対応は教育委員会と連携して行う。
- * 事後観察・支援の継続(日常観察・SCや心の教室相談員、関係機関等との連携)